

## HACHINOHE CITY LAW NEWS

今回は、当事務所の近況として、①青森地方裁判所の倒産事件処理連絡会に出席したこと、②日本交通法学会の定期総会に出席したことをご報告させていただきます。

## 1 青森地方裁判所の倒産事件処理連絡会

平成27年5月20日、青森市の青森地方裁判所で、倒産事件処理連絡会が開催され、弁護士・木村哲也と弁護士・山口龍介の両名が出席しました。

倒産事件処理連絡会とは、青森地方裁判所が主催し、裁判所サイドと弁護士サイドとで、自己破産などの倒産事件の処理について、注意事項の伝達や協議を行う場であり、定期的開催されています。

倒産事件においては、個々の事案の処理方針で非常に迷うということも少なくありません。今回のような機会に、迷いどころについての協議に立ち会うことは、倒産事件の処理の精度を高めるのに非常に役立つと感じています。

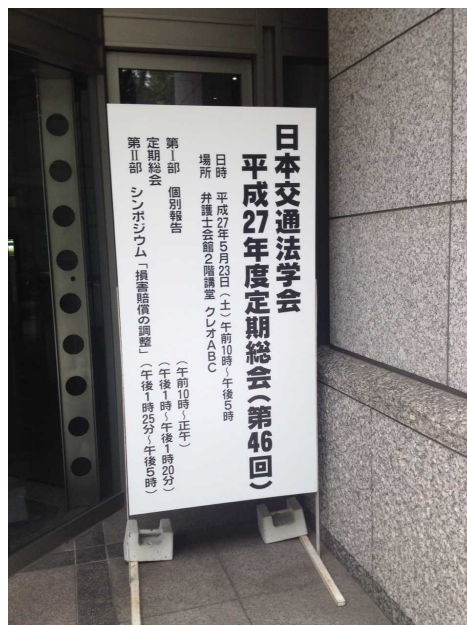
裁判所サイドから伝達された注意事項や、協議において示された裁判所サイドの考え方などをしっかりと整理して、よりの確な倒産事件の処理を実現していきたいと思えます。

## 2 日本交通法学会の定期総会

平成27年5月23日、東京で日本交通法学会の定期総会が開催されました。当事務所からは、弁護士・木村哲也が出席しました。

※日本交通法学会とは、交通および交通災害に関連する諸法の研究を行い、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として設立された団体であり、弁護士・木村哲也が会員となっています。

定期総会として、役員選任や業務・会計報告などの手続が行われましたが、メインはシンポジウムであり、自動車損害賠償責任法の解釈、過失相殺や素因減額などについての研究報告があり、聴講してきました。



お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCBビル6階

受付時間:午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談